

東かがわ市給食センター及びこども園の
調理・配送等業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和8年8月

東かがわ市

—目 次—

【事業の目的と事業概要に関すること】

1 目的	・ ・ ・ ・ 3
2 業務概要	・ ・ ・ ・ 3
(1) 業務名称	・ ・ ・ ・ 3
(2) 業務場所	・ ・ ・ ・ 3
(3) 業務内容	・ ・ ・ ・ 3
(4) 業務期間	・ ・ ・ ・ 3
(5) 提案見積額限度額	・ ・ ・ ・ 3
(6) 優先交渉権者の募集および選定のスケジュールについて	・ ・ ・ ・ 4
(7) 事業者選定フロー	・ ・ ・ ・ 5
(8) 担当課	・ ・ ・ ・ 6

【応募資格に関すること】

3 応募資格	・ ・ ・ ・ 6
4 応募の制限	・ ・ ・ ・ 7
5 応募に関する留意事項	・ ・ ・ ・ 8
(1) 費用の負担	・ ・ ・ ・ 8
(2) 著作権	・ ・ ・ ・ 8
(3) 特許権	・ ・ ・ ・ 9
(4) 本実施要領に基づき提出する書類について	・ ・ ・ ・ 9
(5) 本市からの提供資料の取扱い	・ ・ ・ ・ 9
(6) 使用言語及び単位	・ ・ ・ ・ 9
6 実施要領及び一次審査（応募資格等審査）	・ ・ ・ ・ 9
(1) 実施要領に関すること	・ ・ ・ ・ 9
(2) 一次審査（応募資格等審査）に関する書類の提出	・ ・ ・ ・ 10

【企画提案に関すること】

7 二次審査（企画提案審査）	・ ・ ・ ・ 11
(I) 提案の区分	・ ・ ・ ・ 11
(1) 企業評価	・ ・ ・ ・ 11
(ア) 法人等の経営や業務実績等について	・ ・ ・ ・ 11
(2) 技術評価	・ ・ ・ ・ 12
(イ) 学校給食やこども園に対する基本的な考え方について	・ ・ ・ ・ 12
(ウ) 危機管理について	・ ・ ・ ・ 12
(エ) 衛生管理について	・ ・ ・ ・ 12
(オ) 調理・配送従事者に対する教育・研修等人材育成の取組について	・ ・ 12
(カ) 実施体制について	・ ・ ・ ・ 12
(キ) こども園における食事の提供について	・ ・ ・ ・ 12
(ク) アレルギー対応食の考え方及び実施体制について	・ ・ ・ ・ 12

(3) 価格評価	・ ・ ・ ・ 12
(Ⅱ) 二次審査（企画提案審査）の提出書類	・ ・ ・ ・ 13
(1) 作成上の注意	・ ・ ・ ・ 13
(2) 企画提案書の提出	・ ・ ・ ・ 13
(3) 企画提案書に関する注意事項	・ ・ ・ ・ 14
(4) 応募の辞退について	・ ・ ・ ・ 14
(Ⅲ) 提案に関する留意事項	・ ・ ・ ・ 14
8 企画提案審査および優先交渉権者の選定	・ ・ ・ ・ 19
(1) 企画提案書等の審査	・ ・ ・ ・ 19
(2) 審査委員会の委員	・ ・ ・ ・ 19
(3) 応募者による提案内容の説明（プレゼンテーション）	・ ・ ・ ・ 19
(4) 最優秀提案の選定について	・ ・ ・ ・ 19
(5) 優先交渉権者の決定	・ ・ ・ ・ 19
9 審査結果	・ ・ ・ ・ 19
10 その他注意事項	・ ・ ・ ・ 20
【参考】提案にあたっての参考資料等一覧	・ ・ ・ ・ 21

【事業の目的と事業概要に関すること】

1 目的

東かがわ市給食センター及び東かがわ市立幼保連携型認定こども園（引田、大内、丹生）（以下「こども園」という。）の調理、配送、回収、洗浄等の業務（以下「本業務委託」という。）において、民間事業者の技術力やコストパフォーマンスを活用し、また、調理等業務における安全管理及び効率性を確保することを目的として、市が行う公募型企画提案方式（プロポーザル方式）により、本事業を委託する民間事業者（以下「事業者」という。）を募集する。

2 業務概要

（１）業務名称

東かがわ市給食センター及びこども園の調理・配送等業務委託

（２）業務場所

東かがわ市松原 8 7 0 番地 5	東かがわ市給食センター
東かがわ市引田 5 4 5 番地 6	幼保連携型認定 引田こども園
東かがわ市中筋 3 6 7 番地 1	幼保連携型認定 大内こども園
東かがわ市町田 1 8 2 番地 1	幼保連携型認定 丹生こども園

（３）業務内容

東かがわ市給食センター及びこども園の調理、配送、回収、洗浄等の業務
（詳細は「東かがわ市給食センター調理・配送等業務委託公募型プロポーザル業務仕様書」及び東かがわ市立こども園給食調理等業務委託公募型プロポーザル業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）参照）

（４）業務期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日の 3 年間

（５）提案見積金額限度額（消費税及び地方消費税を含む。）

本業務委託の予算規模は次のとおりであるため、その金額の範囲内で提案すること。なお、この価格は契約金額となるものではありません。

令和 9 年度～令和 1 1 年度 ￥ 5 0 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円（税込）

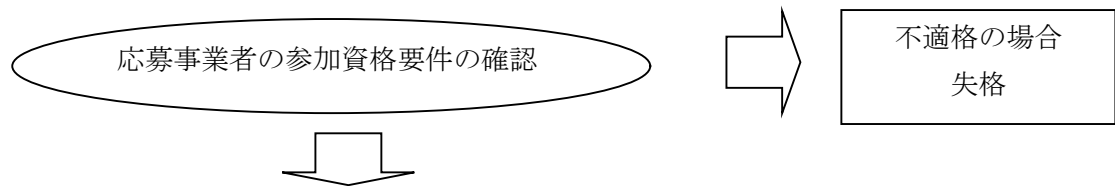
(6) 優先交渉権者の募集および選定のスケジュールについて

内 容	日 時	備 考
実施要領等の公表	令和8年8月5日(水)	市のホームページに掲載
実施要領等に関する説明会	令和8年8月26日(水)	<u>※応募資格の一要件であり注意すること</u>
実施要領等に関する質問の受付	令和8年8月5日(水) ～ 8月31日(月)	2(8)担当課に電子メールにて提出
実施要領等に関する質問の回答	令和8年9月4日(金)頃	市ホームページで回答
1次審査(応募資格等審査)に関する書類の提出期間	令和8年9月4日(金) ～ 9月11日(金)	2(8)担当課に持参又は郵送
1次審査(応募資格等審査)の結果通知	令和8年9月18日(金)頃	結果通知(郵送)
2次審査(企画提案審査)に関する書類の提出期間	令和8年9月25日(金) ～ 10月15日(木)	2(8)担当課に持参
2次審査(企画提案書のプレゼンテーション及びヒアリング審査)の実施	令和8年10月下旬頃	日時等は後日指定
2次審査(企画提案書のプレゼンテーション及びヒアリング審査)結果の通知	令和8年11月上旬頃	結果通知(郵送) 市ホームページで結果公表
委託事業者の決定	令和8年11月中旬頃	

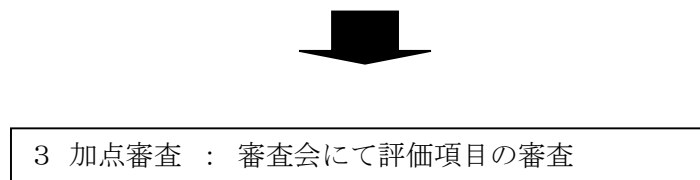
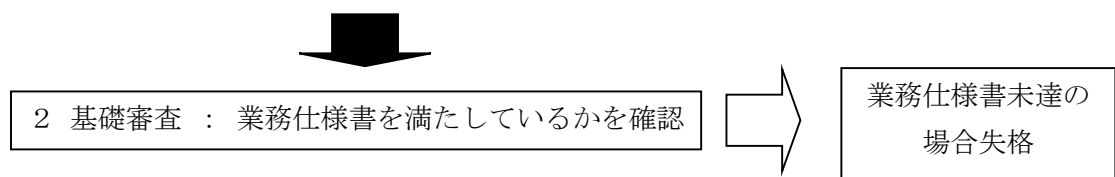
- ・公募型プロポーザル方式により優先交渉権者に選定された場合であっても、所定の予算措置について市議会の議決が得られなかった場合、本業務委託契約を締結することはありません。
- ・応募事業者が多数の場合は1次審査及び2次審査の内容において5社以内に選抜を行うことがあります。

(7) 事業者選定フロー

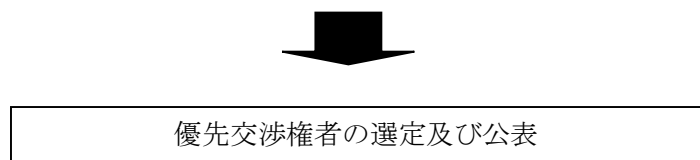
第1手順 1次審査(応募資格等審査)



第2手順 2次審査(企画提案審査)



※ 1の価格審査も評価し加点する



(8) 担当課

香川県東かがわ市教育委員会事務局 教育総務課 東かがわ市給食センター

〒769-2702

香川県東かがわ市松原870番地5

TEL 0879-25-3932 FAX 0879-25-3936

Eメール hk-kyushoku@city.higashikagawa.kagawa.jp

【応募資格に関すること】

3 応募資格

次に掲げる応募資格を全て満たしていること。また、「実施要領等説明会・応募資格審査に関する様式」(以下「応募様式」という。)を使用すること。

(1) すべての応募事業者は、法人格(共同企業体による参加は認めない。)を有し、次の(ア)から(キ)の書類を提出すること。また、応募様式3に添付すること。

(ア) 定款又は寄付行為及び法人の登記事項証明書(申請日前3か月以内に法務局で発行されたもの)(原本)

(イ) 印鑑証明書(申請日前3か月以内に法務局で発行されたもの)(原本)

(ウ) 委任状(任意様式。本社、本店以外から応募する場合)(原本)

(エ) 直近3か年事業年度における年次財務諸表又は年次決算書(写し)

貸借対照表、損益計算書(販売費・一般管理費の内訳、製造原価報告書)、税務申告の写し、事業報告書、株式資本等変動計算書、個別注記表、キャッシュフロー計算書、付属明細書、会計監査法人または監査役会により監査を受けた場合その監査報告書

※1 事業報告書、キャッシュフロー計算書は作成していない場合は添付不要

※2 法人格を有し、本業務委託を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有していること。

※3 二次審査(企画提案審査)において、企業評価の対象とする。

(オ) 国税の未納の税額がない旨の証明書(その3の2又はその3の3。申請日前3か月以内に税務署で発行されたもの。)(原本)

(カ) 香川県税の未納の税額がない旨の証明書(香川県内に事業所がある場合は全税目について未納のない旨の証明。申請日前3か月以内に発行されたもの。)(原本)

(キ) 東かがわ市税の未納の税額がない旨の証明書(東かがわ市内に事業所がある場合は全税目(法人市民税・固定資産税・軽自動車税)について未納のない旨の証明。申請日前3か月以内に発行されたもの。)(原本)

※1 本社・本店以外から申請する場合は、本社・本店所在地及び申請者住所地のもの。

(2) 学校給食センター又は大量調理施設での調理受託契約書(写し)及びこども園等の児童福祉施設の調理業務等の受託契約書(写し)

※1 学校給食センター又は大量調理施設について、これまで1日1,000食以上の学校給食センター又は大量調理施設（同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設）での調理業務実績を有し、現在も該当する施設での調理等業務契約を締結していること。

※2 こども園等の児童福祉施設において継続的に1回50食以上又は1日100食以上の食事を提供する調理業務実績を有し、現在も該当する施設での調理等業務契約を締結していること。なお、こども園等の児童福祉施設の受託実績がなく、そのため調理等業務契約を締結していなくても、上記※1における運営実績や組織形態からみて、こども園等の児童福祉施設の調理等業務を継続的、安定的に遂行できる能力を有すると認められる者はこの限りではない。

※3 二次審査（企画提案審査）において、企業評価における事業実績の対象とする。

（3）担当課との連絡・調整が速やかに行えるよう、香川県内に本社、支社、支店、営業所、事業所等を有していること。

※1 （1）（ア）に記載があり確認できる場合は次の※2は不要。

※2 上記※1に記載のない営業所、事業所等は、所在地、電話、FAX、業務内容等を一覧（任意様式A4）にまとめ、所管する本社、支店等が押印のうえ提出のこと。（原本）また、応募様式5「法人の概要」に添付すること。

（4）応募事業者は、契約締結時点で（1）（エ）※2、（2）※1及び（2）※2の要件を満たす履行保証人を確保する事。なお、履行保証人は「4 応募の制限」の（1）～（14）のいずれにも該当しないこと。

（5）受託にあたり、応募事業者が調理・配送等業務従事者を新たに採用する場合は、年度当初からの業務を円滑に実施するため、実務経験者を積極的に雇用すること。なお、労働条件及び待遇については、適正な水準以上を確保するよう努めること。

（6）正社員への登用、調理師免許や管理栄養士資格等の取得支援・長期研修、定期的な満足度調査の実施等、調理員等の勤労意欲の向上を図る取組を実施すること。

（7）衛生管理や調理実習等の研修を実施すること。特に新たに従事する調理員等には、十分な事前研修を実施すること。

（8）後述する実施要領等に関する説明会に参加していること。

4 応募の制限（参加資格要件）

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2）学校給食施設及びこども園等の児童福祉施設の給食施設（外部搬入の場合を含む。）において、本業務委託の公表の日から起算して過去5年以内に食品衛生法に基づく営業許可の取り消し、営業禁止又は営業停止処分を受けていないこと。

ただし、当該処分後の対応、改善策に関する書面等（任意様式。一次審査（応募資格等審査）に関する書類「様式4 欠格事項確認書」に添付のこと。）により、適正

な食品衛生対応の確認ができる場合を除く。

- (3) 国、地方公共団体の指名停止措置若しくは東かがわ市物品買入れ等に係る指名停止等措置要領による指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定を受けているものを除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づき破産手続開始の申立がなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は提案書提出日前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りしている者でないこと。
- (6) 市町村税、県税及び国税を滞納していない者であること。
- (7) 不当廉売行為等健全な商習慣に違反する行為がないこと。（「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）による処分を受けていないこと。）
- (8) 市が設置する選定委員会の委員又は本市における関係者と資本面若しくは人事面において関係がないこと。なお、プロポーザルの公示日以降に委員と接触を試みた者については、プロポーザルの参加資格を失うものとする。
- (9) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下、「法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められないこと。
- (10) 暴力団（法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められないこと。
- (11) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められないこと。
- (12) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められないこと。
- (13) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有していると認められないこと。
- (14) 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められないこと。

5 応募に関する留意事項

(1) 費用の負担

応募に関する必要な費用は、応募事業者の負担とすること。

(2) 著作権

応募事業者から実施要領に基づき提出される書類の著作権は、それぞれの応募

事業者に帰属する。なお、応募事業者が本実施要領に基づき提出する書類の著作権は契約締結時点で本市に帰属するものとする。

(3) 特許権

応募事業者から実施要領に基づき提出される書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠等を使用した結果生じた責任は、応募事業者が負うものとする。

(4) 本実施要領に基づき提出する書類について

(ア) 応募事業者は、提案書の提出をもってこの実施要領の記載内容を承諾したものとみなされること。

(イ) 提案した内容は、実現を約束したものとみなされること。

(ウ) 1 応募事業者は 1 提案しかできないこと。

(エ) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効とすること。

(オ) 本市は応募事業者に無断で本企画提案募集以外の目的で提出書類を使用、または情報を洩らしたりすることはないこと。

(カ) 応募事業者から実施要領に基づき提出される書類は、提出期間に限り補正することができる。提出期間終了後は変更することができないものとし、また、その理由の如何に関わらず企画提案書の返却はしない。

(5) 本市からの提供資料の取扱い

市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁ずる。また、この検討の範囲内であっても、市の下承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁ずる。

(6) 使用言語及び単位

応募に関して使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるものとし、通貨単位は円とする。

6 実施要領及び一次審査（応募資格等審査）

(1) 実施要領に関すること

ア 実施要領等に関する説明会

実施要領等に関する説明会を次のとおり開催する。応募様式 1「説明会参加申込書」により申し込むこと。説明会では実施要領等の配付は行わない。なお、本説明会への参加は、応募資格の一要件であるため注意のこと。

・日 時 令和 8 年 8 月 2 6 日（水）午後 2 時から

・場 所 香川県東かがわ市湊 1847 番地 1

東かがわ市庁舎南館 2F 第 1 会議室

・留意事項

○ 説明会参加希望者は、令和 8 年 8 月 1 7 日（月）午後 5 時まで
に説明会参加申込書（応募様式 1）を、前記の 2（8）の担当課
まで、電子メールまたは F A X で送信し、担当課に到達確認の電

話連絡を行うこと。

○ 説明会には実施要領等を各自持参すること。

○ 参加人数は、1 応募者につき 2 名までとする。

イ 実施要領等に関する質問の受付及び回答

質疑がある場合においては、次のとおり質問してください。

① 方法

「実施要領等に関する質問書」(応募様式 2) を使用し、質疑対象の引用文(文章名及び頁番号)及び質疑内容を具体的に記載してください。

② 提出期限

令和 8 年 8 月 26 日(水) 午後 5 時まで(必着)

③ 提出方法

電子メールのみ(送信を教育総務課 東かがわ市給食センターに必ず連絡すること。) 件名は『東かがわ市給食センター及びこども園の調理・配送等業務委託に係る質問』とし、質問書を添付ファイルとして送信してください。

④ 提出先

E-mail : hk-kyushoku@city.higashikagawa.kagawa.jp

質問に対しては、令和 8 年 9 月 4 日(金) 頃までに、市ホームページにて回答します。なお、質問事項が重複しているもの(重複していると思われるものも含む。)は、本市が整理して回答します。

また、回答について質問者名は公表せず、意見表明等、本件の趣旨からかけ離れているものへの回答、個別対応はしません。

(2) 一次審査(応募資格等審査)に関する書類の提出

ア 提出期間

令和 8 年 9 月 4 日(金) から令和 8 年 9 月 11 日(金) 午後 5 時まで

イ 提出場所

前記の 2 (8) の担当課

ウ 提出書類

書類の名称		応募様式
1	応募資格確認申請書 (遵守事項) 実施要領 3 応募資格 (3) から (8) に定める要件を遵守すること。 (添付資料各 1 部) ・ 定款又は寄付行為及び法人の登記事項証明書 (申請日前 3 か月以内に法務局で発行されたもの。)(原本) ・ 印鑑証明書 (申請日前 3 か月以内に法務局で発行されたもの。)(原本) ・ 委任状 (任意様式。本社、本店以外から応募する場合。)(原本) ・ 直近 3 か年事業年度における年次財務諸表又は年次決算書 (写し)	様式 3

	貸借対照表、損益計算書（販売費・一般管理費の内訳、製造原価報告書）、税務申告の写し、事業報告書、株式資本等変動計算書、個別注記表、キャッシュフロー計算書、付属明細書、会計監査法人または監査役会により監査を受けた場合その監査報告書。 ※事業報告書、キャッシュフロー計算書は作成していない場合は添付不要。 ・国税の未納の税額がない旨の証明書（その3の2又はその3の3。申請日前3か月以内に税務署で発行されたもの。）（原本） ・香川県税の未納の税額がない旨の証明書（香川県内に事業所がある場合は全税目について未納のない旨の証明。申請日前3か月以内に発行されたもの。）（原本） ・東かがわ市税の未納の税額がない旨の証明書（東かがわ市内に事業所がある場合は全税目（法人市民税・固定資産税・軽自動車税）について未納のない旨の証明。申請日前3箇月以内に発行されたもの。）（原本） ・学校給食センター、大量調理施設及びこども園等の児童福祉施設での調理受託契約書（写し）	
2	欠格事項確認書（任意様式がある場合は添付のこと。）	様式4
3	法人の概要（3応募資格（3）※2に該当の場合）	様式5

エ 提出方法

持参（開庁日を除く午前9時から午後5時の間に提出すること。）若しくは郵送。
（郵送の場合は、配達証明書つき書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

オ 応募資格の審査結果の通知

審査結果は、令和8年9月18日（金）頃に郵送する。

【企画提案に関すること】

7 二次審査（企画提案審査）

上記の一次審査（応募資格等審査）に合格したもののうち、二次審査（企画提案審査）の参加を希望する応募事業者（以下「事業者」という。）は、次の（I）提案区分及び評価の視点にも留意しながら企画提案書の書類を作成のうえ提出すること。

なお、個々の様式の要件についてそれ以外の視点を加えて企画提案することを妨げるものではないが、事業者において実現可能な提案であることに留意すること。また、その他の書類について、市からの指示があれば提出すること。

（I）提案の区分及び評価の視点

（1）企業評価

（ア）法人等の経営や業務実績等について（企画提案 任意様式）

① 財政状況が安定的かつ良好であることを評価する。

- ② 学校給食やこども園給食調理等業務の大量調理施設等における実績を総合的に評価する。

(2) 技術評価

- (イ) 学校給食やこども園給食に対する基本的な考え方について（企画提案 任意様式）

- ① 学校給食やこども園給食に対する事業者の基本的な考え方、特に安全安心でおいしい給食調理の方法や食育推進を図るうえで、事業者が関与することが可能な提案を評価する。

- (ウ) 危機管理について（企画提案 任意様式）

- ① 食中毒や異物混入等発生時の具体的な防止策を評価する。
- ② 緊急時及び突発的な事故の対応方法やマニュアルの保有（整備）状況进行评估する。
- ③ 事業者の業務履行が不可能になった場合の対応を評価する。

- (エ) 衛生管理について（企画提案 任意様式）

- ① 衛生管理に対する考え方及び衛生管理体制を評価する。
- ② 衛生検査体制を評価する。

- (オ) 調理・配送従事者に対する教育・研修等人材育成の取組について（企画提案 任意様式）

- ① 調理技術及び安全衛生に対する教育及び研修体制を評価する。
- ② 調理・配送従事者の定着方策を評価する。

- (カ) 実施体制について（企画提案 任意様式）

- ① 業務責任者・副責任者の配置を評価する。
- ② 調理従事者の雇用及び市内からの採用計画等を評価する。
- ③ 人員配置・業務実施体制を評価する。

- (キ) こども園における食事の提供について（企画提案 任意様式）

- ① 離乳食・幼児食の配慮や対応を評価する。

- (ク) アレルギー対応食の考え方及び実施体制について（企画提案 任意様式）

- ① 事業者のアレルギー対応食についての考え方やアレルギー対応食の提供についてのノウハウ及び人員体制が確立されているかを評価する。

(3) 価格評価

- (ケ) 提案見積書について

- ① 適切な価格のもと、見積額が算定されているか、業務運営に係る各種経費は適正に算定されているか等を評価する。

なお、提案見積額（企画提案 様式3-1）は、給食センター並びにこども園（3園）履行期間3年間分の事業費について消費税及び地方消費税を除く金額を記載し、その内訳として年度毎の金額も税抜金額で記載すること。

また、給食センターとこども園別に年度毎の提案見積金額の内訳として経費内訳

書（企画提案 様式 3-2-①、3-2-②）を作成すること。費目については必要に応じ追記してもよいものとし、3-2-①（給食センター分）及び3-2-②（3園分）のⅡ合計の税抜金額の総合計を様式 3-1 の内訳に転記すること。また、摘要欄には費目の例を可能な範囲で記入すること。

経費内訳書の人件費（1 給与、2 諸手当、3 引当金、4 社会保険料）の内訳についても給食センターとこども園別に人件費内訳書（企画提案 様式 3-3-①、3-3-②）を作成すること。各費目の金額を企画提案様式 3-2-①、3-2-② 経費内訳書の 1 から 4 に転記すること。

（Ⅱ）二次審査（企画提案審査）の提出書類（給食センター、こども園）

提出書類の名称及び要件等様式（※すべて必須、A4 版で提出）		企画提案様式
1	業務仕様書確認書（基礎審査）（センター、こども園）	様式 1
2	法人等の経営や業務実績等について（センター、こども園）	任意様式
3	学校給食やこども園給食に対する基本的な考え方について（センター、こども園）	任意様式
4	危機管理について（センター、こども園）	任意様式
5	衛生管理について（センター、こども園）	任意様式
6	調理・配送従事者に対する教育・研修等人材育成の取組について（センター、こども園）	任意様式
7	実施体制について（センター、こども園）	様式 2-1, 2-2
8	こども園における食事の提供について（こども園）	任意様式
9	アレルギー対応食の考え方及び実施体制について（センター、こども園）	任意様式
10	提案見積書、経費内訳書、人件費内訳書（センター、こども園）	様式 3-1, 3-2-①, 3-2-②, 3-3-①, 3-3-②
11	取下願（センター、こども園）	様式 4

（1）作成上の注意

- ・提出部数は、正本 1 部と副本 10 部ずつとする。ただし、副本用には会社名および会社を推定できる記載をしないこと。
- ・提出書類のサイズは A4 版とする。（図面等は A4 版に限定しないが、A4 サイズに折りたたむこと。）
- ・（Ⅱ）二次審査（企画提案審査）の提出書類に示す 1～9 の番号を記したインデックスを貼付すること。

ただし、10 は正本及び副本に綴じず、別封筒（定型）1 通に封入し、割印をすること。また、封筒には「東かがわ市給食センター及びこども園の調理・配送等業務委託提案見積書」と明記すること。

・いずれも、実施要領および業務仕様書等を十分に確認のうえ、作成すること。

(2) 企画提案書の提出

令和8年9月25日（金）から令和8年10月15日（木）午後5時までに、本実施要領の「7 二次審査（企画提案審査）」に示す二次審査（企画提案審査）の提出書類を前記2（8）の担当課に持参する。

(3) 企画提案書に関する注意事項

提出された企画提案書の内容に不明な点がある場合、市から回答期限を付して、質問状を送付する場合がある。この質問状への回答書が企画提案書を補完するものである場合には、企画提案書と同様に正式な書類として取り扱う。

(4) 応募の辞退について

企画提案書を提出した後、やむを得ず本業務委託にかかる応募を辞退する場合は、取下願（企画提案 様式4）を提出すること。ただし、本業務委託の募集にかかる提出済み書類の返却は行わない。

(Ⅲ) 提案に関する留意事項

- (1) 東かがわ市給食センター及びこども園を使用し、業務期間内において市が要求する水準を満たす又はそれ以上の水準を満たす具体的な提案をすること。
- (2) 企画提案内容は、契約までの過程において協議により変更する可能性がある。
- (3) 事業者は、自らの企画提案において必要となる事前調査、諸手続等は、適切に行うこと。また、企画提案に係る費用は事業者が負担すること。
- (4) 事業者は、すべての業務において、各種法令等を遵守すること。
- (5) 企画提案については、東かがわ市給食センター及びこども園の業務仕様書 別表2「経費の負担区分」等に留意して提案を行うこと。
- (6) 業務仕様書確認書（基礎審査）（企画提案 様式1）が満たされない場合は失格となること。

評価基準

審査 区分	評価項目	評価の視点と評価基準	配 点
企業 評価	(ア) 法人等の経営や業務実績等 について	① 財政状況が安定的かつ良好であることを評価。 ・損益計算書、貸借対照表から当期利益、自己資本比率、固定比率、当座比率、流動比率の安全性を算出し評価する。	5
		② 学校給食やこども園給食調理等業務の大量調理施設等における実績を総合的に評価。 ・特に長期にわたって業務契約している実績等の件数を評価する。	5
技術 評価	(イ) 学校給食やこども園給食に対する基本的な考え方について	① 学校給食やこども園給食に対する事業者の基本的な考え方、特に安全安心でおいしい給食調理の方法や食育推進を図るうえで、事業者が関与することが可能な提案を評価。 ・給食センターやこども園の要望・調理・衛生に関する栄養教諭や市管理栄養士からの指示が反映されるようになっているか。 ・当日の調理作業を全調理員が理解できるような指示命令系統があるか。また当日の作業進行にあわせて衛生面にも配慮しながら、柔軟に作業工程を変更させ指示できるような体制ができているか。 ・園児・児童・生徒の発育段階や健康状態に応じた給食を作るためにどのような調理の工夫ができるか。 ・食育推進のためにどのような協力が可能か。	5

	(ウ) 危機管理について	① 食中毒や異物混入等発生時の具体的な防止策を評価。 ・調理員や配送員及びその家族の健康管理とそのチェック体制、手洗いや消毒の徹底がどのように行われているか。 ・二次汚染や細菌の増殖を防ぐための対策など、ノロウイルスをはじめとする食中毒を防ぐための具体的な対策が整備され、どのように徹底されているか。 ・全調理員が食中毒や異物混入の事例を把握し、常に共通認識をもった作業が行われているか。	5
		② 緊急時及び突発的な事故の対応方法やマニュアルの保有（整備）状況を評価。 ・給食調理や配送を行うにあたって起こりうるあらゆる緊急事象を想定し、緊急事象別の具体的な対策が整備されているか。 ・食中毒や異物混入、突発的な食材不足、警報発令による急な献立変更など緊急時や突発的な事象が発生した場合、迅速な報告・対応がとれる体制が整備されているか。	5
		③ 事業者の業務履行が不可能になった場合の対応を評価。 ・履行保証人への業務引継が発生した場合、給食停止といった事態を避けて遅滞なく実施できるか。	5
	(エ) 衛生管理について	① 衛生管理に対する考え方及び衛生管理体制を評価。 ・「学校給食衛生管理基準」、「大量調理施設衛生管理マニュアル」及び「保育所給食の手引き」を遵守するための給食センターやこども園の施設設備、人員配置に合わせた衛生管理マニュアルが作られているか。 - さらに遵守できるチェック体制があるか。 ・食品衛生責任者を中心とした指揮系統が確立され、管理徹底されているか。	10

		② 衛生検査体制を評価。 ・調理・配送従事者の健康管理（定期的な健康診断・検便など）が確実に行われ、結果に対して従事させないなどの適切な対応ができているか。 ・事業者の衛生管理部門等による定期的な巡回指導が行われ、結果をもとに継続的な改善が図られているか。 ・学校給食やこども園給食の調理設備、機器及び用具の日常点検、調理員や配送員の健康衛生等点検など衛生管理基準に基づいた日々の点検が確実に行われていることを定期的にチェックしたり、不備が認められた場合にそれを改善する体制があるか。	5
	（オ）調理・配送従事者に対する教育・研修等人材育成の取組について	① 調理技術及び安全衛生に対する教育及び研修体制を評価 ・新規採用者は必ず研修後、調理・配送に従事しているか。 ・全調理員（パート・人材派遣含む）に対して定期的に調理技術の向上や衛生管理・アレルギー・異物混入防止等に関する研修が実施されているか。 ・業務責任者・副責任者・班長等の役職や経験年数に応じた研修が定期的実施されているか。 ・配送員に対して安全講習等が実施されているか。	15
		② 調理・配送従事者の定着方策を評価。 ・調理・配送従事者に給食業務への意欲を持たせ、長期雇用するための工夫があるか。	10
	（カ）実施体制について	①業務責任者・副責任者の配置を評価。 ・業務責任者・副責任者について資格（管理栄養士・栄養士・調理師免許等）を有し、学校給食又はこども園給食などの類似施設における豊富な経験者を配置できるか。 ・業務責任者・副責任者の業務内容が明確	5

		になっているか。	
		②調理従事者の雇用及び市内からの採用計画等の評価。 ・有資格者（管理栄養士・栄養士・調理師等）の雇用に対する考え方や市内（地元）優先の雇用計画が明確になっているか。	5
		③人員配置・業務実施体制の評価。 ・給食調理の作業工程に応じた調理員の人員配置は、安全安心でおいしい給食を提供するのに十分な数となっているか。 ・業務当日に欠員が生じた場合、代理の調理従事者を配置するなど迅速な対応がとれる体制を整えているか。	10
	（キ）こども園における食事の提供について	① 離乳食・幼児食の配慮や対応を評価。 ・3歳児未満の離乳食や幼児食を調理するにあたり、食べやすく、おいしく調理ができるか。 ・月に8回以上の手作りおやつができるか。 ・調理員はクラス担任と連携し、口腔発達に応じた食事形態の調理ができるか。	10
	（ク）アレルギー対応食の考え方及び実施体制について	①事業者のアレルギー対応食についての考え方や、アレルギー対応食の提供についてのノウハウ及び人員体制が確立されているかを評価。 ・食物アレルギーに対する知識と危機意識の向上。全調理員に対しアレルギーに関する基礎知識やアレルギー対応食を提供する際の危機意識の向上が図られるような研修が定期的実施されているか。 ・アレルギー対応食を安全に実施するための人員配置は十分か。またアレルギー対応食責任者は専任となっているか。 ・アレルギー対応食の調理手順や調理済み食品の管理において、事故やヒヤリハットを防ぐ対策が十分にとられているか。 ・アレルギー対応食は完全除去、又は代替食の準備・配食・チェックはできるか。（こども園）	10

価格 評価	提案見積書	①適切な価格のもと、見積額が算定されているか、業務運営に係る各種経費は適正に算定されているか等の評価 20 点×（最低提案見積金額／当該提案見積金額）	20
合計			130

8 企画提案審査および優先交渉権者の選定

（１）企画提案書等の審査

審査は、審査会が行う。

（２）審査会の委員

審査会は、次に掲げる委員をもって構成する。

市職員その他教育委員会が適当であると認める者

（３）応募事業者による企画提案内容の説明（プレゼンテーション）

応募事業者による企画提案書についての説明（プレゼンテーション）および質疑応答を１応募事業者あたり４５分程度で行う。（プレゼンテーション３０分以内、ヒアリング１５分程度。準備、撤収は審査前後の約１５分間の休憩時間に行うこと。）

プレゼンテーションに用いる資料は、事前に提出された書類のみとする。ただし、事前に提出された書類と同一の内容の説明に限り、パソコン等を用いてプレゼンテーションを行うことも可能とする。この場合、パソコン等は応募事業者が用意し、設置すること。なお、プロジェクター及びスクリーンについては市が準備する。

（４）最優秀提案の選定について

① 市で定めた評価基準に基づき、審査会において審査を行った結果、得点の合計が最も高い提案を第１順位として選定する。

② 応募事業者が１者の場合は、企画提案内容の適否を審査会で審査する。なお、企業評価、技術評価の得点がそれぞれ５０％以上得点していること。

③ 得点の合計が最も高い提案が２以上あるときは、審査会に出席した委員の過半数をもって最優秀提案を選定する。なお、可否同数の場合は委員長が決するところによる。

（５）優先交渉権者の決定

市は審査会から報告される審査結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

9 審査結果

（１）審査の結果は、令和８年１１月中旬頃に応募者全員に通知するとともに、東かがわ市ホームページに公表する。

（２）優先交渉権者として選定された者と契約締結の協議を行い、協議成立後、本業務委託にかかる仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を改めて徴した上、随意契約の方法により契約を締結する。

（３）優先交渉権者と協議が整わなかった場合には、その決定を取り消すとともに、次順

位の者を優先交渉権者として選定し、契約締結の協議を行い、見積書を徴した上で、随意契約を締結する。

- (4) 優先交渉権者が正当な理由なく契約を締結しないときは、その決定を取り消すとともに、次順位の者を優先交渉権者として選定し、契約締結の協議を行い、見積書を徴した上で、随意契約を締結する。
- (5) 応募事業者からの落札結果に関する質問等については、書面により受け付ける。
ただし、その受付は結果通知から7日以内に限る。なお、市は質問等に対して、その書面を受け付けてから10日以内に書面により回答する。

10 その他注意事項

- (1) 提出された企画提案書等は、優先交渉権者決定の目的以外には、応募事業者が無断で使用しない。ただし、東かがわ市情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、法人等の競争上または事業運営上の地位を害すると認められるもの等の不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。
- (2) 応募事業者は、審査会の委員の選任後から優先交渉権者決定の公表までの間において、本契約案件に関し、直接・間接を問わず、自らを有利にまたは他者を不利になるように委員に対して働きかけることを禁ずる。この禁止事項に抵触したと認められる場合には、参加資格を失う。
- (3) 応募事業者が企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、参加資格を失うことがある。
- (4) 企画提案書等の著作権は、応募事業者に帰属する。企画提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任については、応募事業者が負うものとする。
- (5) 選定された優先交渉権者は、原則として辞退できない。ただし、法人の解散など、市がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。
- (6) 市が配布した資料および回答書は、本実施要領と一体のものとし、以後、配布するものが本実施要領を補完・修正するものである場合には、それが本実施要領よりも優先するものとする。
- (7) 質問の回答（公平な事項と市が判断した場合）及び本実施要領の公示後に、公表資料に内容の訂正および修正があった場合等、下記の東かがわ市ホームページに随時掲載するので、注意すること。

【東かがわ市ホームページ】(<https://www.higashikagawa.jp/>)

【参考】提案にあたっての参考資料等一覧

(1) 添付資料

- ① 学校給食献立表（例）及びこども園献立表（例（3園））
- ② 各学校等配食数及び施設数（見込）
- ③ 配送計画（R8年度）
- ④ 施設平面図（給食センター、こども園（3園））
- ⑤ 厨房機器一覧（給食センター、こども園（3園））
- ⑥ 食器一覧（給食センター、こども園（3園））
- ⑦ 配送車仕様書
- ⑧ 東かがわ市給食センター衛生管理マニュアル・作業の手引き（令和8年8月）
- ⑨ 東かがわ市給食センター調理・配送等業務委託 業務仕様書様式集（令和8年8月）
- ⑩ 学校給食における食物アレルギー等対応マニュアル（改訂）（令和4年1月 東かがわ市教育委員会）

※ 添付資料の内容は、今後変更になる可能性があります。

(2) 参考資料

- ・学校給食法
- ・食品衛生法

(文部科学省)

- ・学校給食衛生管理基準（平成21年4月1日）
- ・学校給食調理従事者研修マニュアル
- ・調理場における衛生管理&調理技術マニュアル
- ・調理場における洗浄・消毒マニュアルPart1
- ・調理場における洗浄・消毒マニュアルPart2
- ・学校給食調理場における手洗いマニュアル
- ・学校給食における食物アレルギー対応指針

(独立行政法人日本スポーツ振興センター)

- ・学校給食衛生管理基準の解説ー学校給食における食中毒防止の手引ー
- ・学校給食における食中毒防止Q&A

(厚生労働省)

- ・大量調理施設衛生管理マニュアル（平成29年6月16日付け生食発0616号第1号）
（「大規模食中毒対策等について」（平成9年3月24日付け衛食第85号（最終改正：平成28年10月6日付け生食発1006第1号）の別添））
- ・食品製造におけるHACCP入門のための手引書
[大量調理施設における食品の編]
- ・児童福祉施設等における衛生管理の強化について（昭和39年厚生労働省通知）
- ・社会福祉施設における食中毒事故発生防止Bの徹底について（平成8年厚生省通知）
- ・社会福祉施設における保存食の保存期間等について（平成8年厚生省通知）
- ・腸管出血性大腸菌感染症の指定伝染病への指定等に伴う保育所等における対応に

について（平成 8 年厚生省通知）

- ・ 社会福祉施設における衛生管理について（平成 9 年厚生省通知）
- ・ 児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について（平成 9 年厚生省通知）
- ・ 児童福祉施設等における衛生管理等について（平成 16 年厚生労働省通知）
- ・ 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」について（平成 31 年厚生労働省通知）
- ・ 「保育所における食事の提供ガイドライン」について（平成 24 年厚生労働省通知）
- ・ 児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について（令和 2 年厚生労働省通知）
- ・ 児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について（令和 2 年厚生労働省通知）